

令和2年4月臨時会

令和2年4月10日

市長説明要旨

本日、令和 2 年 4 月臨時会を招集しましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、補正予算及び条例の専決処分など 5 件であります。提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

去る 4 月 7 日、政府対策本部は、新型コロナウイルス感染症について、肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザに罹った場合に比べ相当程度高いこと、感染経路が特定できない症例が多数に上っていること、急速な増加により医療提供体制もひっ迫してきていることなどから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延により国民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められるとして、7 都府県に対し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨の宣言をいたしました。

これを受けて、一昨日、「新型コロナウイルス感染症に係る男鹿市危機管理対策本部」を廃止し、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「男鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部」を新たに設置しました。

県内においては、現在 11 名の感染が確認されており、首都圏を始め感染者が多く発生している地域から来られた方も発症しております。

また、緊急事態宣言を受けて対象地域から本県に帰省する方の増加も想定されます。

このことから、県では、「緊急広報」として、不要不急の県外・海外への旅行・出張の自粛、「密閉空間」「密集場所」「密

接場面」の重なる場所を避けることなどを広く県民に周知し、感染拡大防止に努めているところであります。

市としましても、これらの情報を広く市民に周知するとともに、今後も、国内の感染症発生状況等に注視し、関係機関との緊密な連携の下、感染症拡大防止に努めてまいります。

次に、観光施設への影響についてであります。

本年 2 月以降の宿泊施設のキャンセルは、今月 3 日現在で約 1 万 8,000 人と伺っております。

市としましては、引き続き影響について情報収集するとともに、市内観光事業者に対する支援策を検討してまいります。

次に、教育施設における対応についてであります。

小・中学校については、今月 6 日に始業式、7 日に入学式が行われ、3 密を防ぐ、検温、手洗い、マスクの着用等の感染防止対策を実施しながら授業が再開されております。

全国的な感染拡大の状況を鑑み、5 月、6 月に予定されておりました修学旅行は、9 月以降に延期することとしたほか、運動会についても規模の縮小を検討しているところであります。

また、児童の相互交流を行っている春日井市との交流学習会、小学校 5 年生の市内における宿泊学習は、中止することといたしました。

学校施設の開放については、各利用団体の判断の下、小学校体育館やグラウンドでの活動を認めております。

今後も、児童生徒及び教職員の命を守ること、学校がクラスター発生源とならないよう、対策を徹底してまいります。

各地区公民館については、参加者が不特定多数に及ぶ場合の利用は中止又は延期とし、利用者においては、室内の換気に努める

よう働きかけるほか、密集や近距離での会話を避けるように注意喚起してまいります。

図書館については、今月 7 日から通常利用可能となっておりますが、ハートピアについては、引き続き練習室の利用を制限しております。

また、同施設内にある化世沢食堂については、今月 4 日から 5 月末まで営業を中止しております。

次に、家庭系ごみ有料化制度の個別説明会についてであります。

開催を延期しておりました個別説明会は、感染症対策に必要な措置を講じ、開催要望のある団体等を対象に、今月 4 日より再開しております。延期による代替日程については、再度調整いたします。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 36 号「男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」は、地方税法等の一部改正に伴い、所有者不明土地等に係る課税上の対応並びに未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し並びに軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しその他の所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 37 号「令和元年度男鹿市一般会計補正予算第 8 号の専決処分について」は、令和 2 年 3 月定例会以降、地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、同補正予算の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 38 号「男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例について」は、地方税法施行令の一部改正に伴い、中低所得者の負担軽減を図るため、課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 39 号「令和 2 年度男鹿市一般会計補正予算第 1 号について」は、経営安定資金危機関連枠利子補給金、緊急観光誘客促進事業費、感染症予防費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 2,700 万円を追加するものであります。

次に、報告第 1 号「和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について」は、潟上市在住の男性の運転する自動車が、市道の落蓋式側溝破損箇所に乗り上げた事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

